5　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定事業再編投資損失準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

6　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項の規定は、適用しない。

7　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8　前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

9　第一項及び第二項の規定は、第五十五条第一項又は第九項の規定（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定を含む。）の適用を受けた特定株式等については、適用しない。

10　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人の当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等については、法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

11　前三項に定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の四　削除

第五十五条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）及び「、当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十五条の六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）及び「、当該特定災害防止準備金の金額については」を削り、同条第六項中「前条第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十六条第六項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）及び「、当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額については」を削り、同条第九項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十七条の三第四項中「、政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）及び「、当該使用済燃料再処理準備金の金額については」を削り、同条第六項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第五十七条の四第一項中「控除した金額」の下に「に当該事業年度の月数（当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間（以下この項において「積立期間」という。）の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数（当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度である場合には、積立期間の月数）で除して計算した金額（当該事業年度が積立期間の末日を含む事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第十一項において「積立限度額」という。）」を加え、同項第一号中「に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　当該事業年度終了の日における前事業年度（法人の各事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この条において「前事業年度等」という。）から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（各事業年度終了の日において第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人の前事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を、前事業年度等以前の事業年度において当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額でその積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額（その積み立てられた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額）がある場合にはこれらの損金の額に算入されなかつた金額を、それぞれ含むものとし、前事業年度等の終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された金額（第六十八条の五十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）の百分の九十に相当する金額

第五十七条の四第二項中「いい、前項に規定する事業年度終了の日における累積発電量割合とは、特定原子力発電施設に係る発電の開始の日から当該事業年度終了の日までの間に発生した電気の量の当該特定原子力発電施設に係る発電予定期間において発生すると見込まれる電気の量に占める割合として政令で定める割合を」を削り、同条第三項中「同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）」を「連結原子力発電施設解体準備金の金額」に、「同条第三項又は第五項」を「同条第二項又は第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「以下この条」を「次項を除き、以下この条」に改め、同条第四項中「金額が」を「金額（連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規